

No.	⑧	分類	3-(2)-ア	資料名	翔の怒り	学年	2年	領域	総合的な学習の時間
-----	---	----	---------	-----	------	----	----	----	-----------

1 ねらい

- 外国人や外国につながる人々の生活実態や願いを知り、共生社会の実現に向けて必要なことを考える。

2 趣旨

- 共生社会の実現のために、学校や地域コミュニティなどで外国人に関わる人たちがどのようなことをしなければならないかを考えさせる。

3 配慮事項

- 学級に在籍する外国人生徒の思いや家庭状況について、事前に指導者が把握しておく。
- 日本や県内に在住する外国人の人口や生活実態などに関する資料を併用することで理解がより深まる。(P 21～22を参照することができる。)

4 展開例

学 習 内 容	指 導 上 の 留 意 点
1 資料を読む。	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に日本や県内に多数の外国人が在住していることを、資料を活用して説明する。
2 翔の心に灯った「あたたかな灯」について話し合う。	
翔の心に灯った「あたたかな灯」とは、どのような気持ちを表しているのでしょうか。	
3 翔が母の話を聞いたあとに腹を立てた理由について話し合う。	<ul style="list-style-type: none"> ・自分から声をかけ、小さなことから助け合うことが共生への第一歩であることに気づかせる。
翔は、なぜ腹が立ってきたのでしょうか。	
4 パウロの話聞いた翔が取るべき行動について話し合う。	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人との共生には地域社会の理解と援助が必要なことに気づかせ、外国人が就労している職場も重要な地域コミュニティであることを認識させる。 ・そのまま帰ってきた自分に対する怒りでもあることを理解させる。 ・パウロの母がブラジルを愛し、母国への誇りをもっていることを理解させる。
パウロの笑顔を取り戻すために、どんなことができるのでしょうか。	
	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人の思いを周囲の人がしっかり受け止めることが大切であると気づかせる。 ・外国人の支援団体やその活動の情報を収集し、伝えていく必要があることを理解させる。 ・共生社会の実現はすべての人の生活を豊かにしていくことを理解させる。

参考資料

外国人生徒や外国にルーツをもつ生徒、保護者への支援について

■子ども多文化共生センター

兵庫県教育委員会では、いろいろな国籍や文化をもつ人々が、お互いを理解し合いながら、共に住みよい社会をつくっていくことをめざした取組を続けています。

その中核施設として、平成15（2003）年に、子ども多文化共生センターを芦屋市に開設し、情報提供、教育相談、教材や書籍の展示、ボランティアの登録などを行っています。「多文化共生」をキーワードにいろいろな人がつながる場所となっています。学校や関係機関と連携して支援にあたるほか、県内各地域で出張教育相談も実施しています。

ホームページでは、次の内容について情報発信しています。

- ・学校で使える会話文例や通知文等（多言語版）
- ・多文化共生教育にかかわる資料
- ・外国人児童生徒の受入や日本語指導にかかわる資料
- ・イベント・研修会の情報
- ・ボランティアの情報
- ・センター通信
- ・教育相談窓口等連絡先

○ TEL：0797-35-4537



ホームページ 子ども多文化共生センターで検索

■公益財団法人兵庫県国際交流協会

兵庫県の外郭団体として、多文化共生の社会づくり、県民の国際交流活動の促進、国際性豊かな社会の創造に寄与することを目的に設立されました。外国人県民インフォメーションセンターを設置し、外国人に対する様々な相談に応じています。

○ 相談例

「学校で配布されるプリントの内容が、両親とも日本語ができないためわからないので教えてほしい。」

対応…まずはFAXで国際交流協会にプリントを送ってもらい、翻訳し電話で内容を伝えている。

他に、労働条件や医療関係などの相談内容が増えている。

- 平成24年度の相談件数…約3,400件
- 場所：神戸市中央区脇浜海岸通1丁目5番1号 TEL：078-382-2052

■NPO法人関西ブラジル人コミュニティCBK

ブラジルにルーツをもつ児童・生徒・保護者のコミュニティです。

○ 主な活動

- ・CBK子ども教室（ポルトガル語教室と日本語の学習）
- ・フェスタジュニーナ、カーニバル等のお祭りの紹介
- ・成人ブラジル人への学習支援（日本語教室）
- ・日本人成人のための講座、教室（ポルトガル語教室、料理教室、ダンス講座）
- ・サッカー教室

○ 場所：神戸市中央区山本通3-19-8 3F TEL：078-222-5350

■民族子ども会コッキリの会

韓国・朝鮮にルーツをもつ児童・生徒・保護者を対象にしています。学ぶだけでなく、悩み相談をしたり将来の夢について語り合ったりするなど、コミュニティとしての機能を味わっています。

○ 主な活動

- ・夏休みに一泊二日のサマーキャンプ
 - 民族の歴史や文化、言葉について学んでいます。また、子ども同士、親同士が語り合います。
- ・年間を通じて、料理教室、チャンゴ教室、ハンゲル教室を開催。

○ 連絡先：西宮市教育委員会人権教育推進課 TEL：0798-35-3890

兵庫県内在留外国人数

2013(平成25)年6月末現在

国籍	人数
韓国・朝鮮	48,778
中国	23,705
ベトナム	4,931
フィリピン	3,498
ブラジル	2,612
米国	2,199
インド	1,480
台湾	975
ペルー	882
インドネシア	728
タイ	706
英国	620
ネパール	617
カナダ	468
オーストラリア	435
フランス	303
ドイツ	229
ロシア	212
パキスタン	177
マレーシア	174
ニュージーランド	167
シンガポール	126
ラオス	126
スリランカ	119
イタリア	118
その他	2,108
総数	96,493

〔「法務省在留外国人統計表」で検索すると最新情報が入手可能〕



母語教室の様子

参考資料

■ 現在日本に住んでいる外国人の数とその国籍について教えてください。

2013（平成25）年6月現在の日本国内の在留外国人数は、2,049,123人となっています。国籍別では、中国が一番多く647,230人（構成比31.6%）、2番目が韓国・朝鮮で526,575人（同25.70%）です。1980年代後半のバブル景気により、外国人受け入れの議論が活発化しましたが、1990（平成2）年の入国管理法の改正では、いわゆる「単純労働」のための外国人受け入れは認められませんでした。しかし、「日系人」「研修生」「エンターテナー」等を例外的に受け入れるようになり、その結果外国人が急増しました。1990（平成2）年12月の外国人登録者数は、1,075,317人であり、この25年間で日本に住んでいる外国人数は約2倍になりました。

（法務省在留外国人統計）

■ 外国人の在留資格のうち特別永住者について教えてください。

特別永住者とは、1991（平成3）年に施行された「日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」により定められた在留資格または当該資格を有する者で、1945（昭和20）年以前から引き続き日本に居住している韓国・朝鮮人及び台湾人とその子孫のことをいいます。1910年代当初、日本にいる朝鮮人は800人ほどでしたが、1910（明治43）年の韓国併合によって急増します。1920年には約3万人、1930年には約30万人、1940年には約120万人、1945年には200万人近くまで増えました。その理由は、生活苦などから中国東北部や日本への移民となる人々が増えたこと、日本の労働力不足を補うために1939年ごろから朝鮮人の強制連行が行われたことが考えられます。渡日した朝鮮人の多くは、炭鉱、港湾工事、道路舗設、ダム建設、鉄道工事などの産業に従事しました。しかし、1952（昭和27）年の平和条約によって在日朝鮮人、台湾人は一律外国籍となったことから、こうした人々の永住を認めるための資格です。

（高校生用教育資料「HUMAN RIGHTS」）

■ 戦争が終わったのに朝鮮半島に帰らなかったのはなぜですか。

第二次世界大戦後1946（昭和21）年までに、帰還希望の在日朝鮮人140万人が朝鮮半島に帰りました。しかし、朝鮮半島での生活の基盤がすでに失われていたこと、日本で蓄えた財産の持ち帰りを禁止されたこと、さらに朝鮮が南北に分断され政情不安となっていたことなどの理由から、帰りたい気持ちはあっても帰れない人々も多くいました。

（「知っていますか？在日韓国・朝鮮人問題一問一答」（解放出版社））

■ 外国人住民が直面する主な課題はなんですか。

まず、コミュニケーションに関するものです。日本語習得の機会や、通訳・翻訳サービスが少ないといったことです。次に、生活に関するものです。健康保険や年金の加入率が低い、就学の義務がなく不就学児童生徒が存在する、雇用が不安定で日本での生活が安定しない、災害に不慣れでスムーズに避難できないといったことです。さらに、地域社会との関係に関するものです。地域住民と接点がなくなじめない、文化摩擦や偏見から差別に遭うといったことです。

（「知っていますか？在日韓国・朝鮮人問題一問一答」（解放出版社））

■ 外国人が本名を名乗っていないことがあるのはなぜですか。

生まれてきた子どもの名前をつけるとき、相当な労力と神経を注ぎ、その名前に熱い願いをこめます。その大切な本名を使わないということは、使うことで不利益があるということです。本名を名乗ることでいじめられたり、就職や結婚のとき差別されるのではないかと心配があるからだと言われています。外国人生徒が本名を名乗り、民族的自覚や誇りを確立できる状況をつくらなければなりません。そのためにも、外国人生徒の自尊感情の形成を促すとともに、母国の文化や言語にふれる学習機会に努めなければなりません。そして、すべての生徒に外国人に対する偏見や差別の不当性についての認識を深めさせなければなりません。入学試験や就職試験、また海外への修学旅行等の機会に、通称名で生活をする生徒の本名が周囲に知れるといったことがないように、十分に配慮することも必要です。（「外国人児童生徒にかかわる教育指針」兵庫県教育委員会）

■ 日本人と同じ権利をもつために「帰化」してはどうですか。

外国人が、日本人と同じ権利や義務をもとうとすれば、「帰化をする」（日本国籍を取得する。）という方法もあります。しかし、だれにとっても「自分は何者であるのか」というアイデンティティは尊重されるものです。自分のルーツについて誇りをもって生きたいという願いがあります。そうした思いに応えるために、県内でもさまざまな取組が行われています。「マダニ」もそのひとつです。韓国・朝鮮文化をより広く理解してもらうため舞踊や楽器演奏などが行われ、会場ではチヂミ、キムチなどの屋台が立ち並び、最近では他の外国の文化の紹介もされています。また、かつては外国籍の生徒は各種スポーツ大会への参加などに制限がありましたが、1997（平成9）年には日本中学校体育連盟が外国人学校にも同連盟主催大会への参加を承認し、2006（平成18）年の「のじぎく兵庫国体」からは、外国籍選手、監督の参加資格が大幅に緩和され、在日外国人に対してほぼ全面的に門戸が開放されました。開会式のイベントには初めて外国人学校の生徒たちが組織的に参加しました。帰化は是非ではなく、帰化を望まない外国人が日本での生活の上で受ける制限を緩和していくことは必要なことです。

（高校生用教育資料「HUMAN RIGHTS」）

■ 多文化共生は、どんなメリットを日本にもたらせますか。

日本同様、世界の多くの国々では、今後人口減少・高齢社会を迎えます。労働力人口の減少、とりわけ介護・看護労働者の不足は大きな問題です。外国人の積極的な受け入れは、経済発展や福祉の向上に寄与するという考え方もあります。また、文化は、異なる視点から刺激を受けて変化、成長してきました。外国人住民が新しい地域文化を創造することがあり、一例として、北海道のニセコ町では、オーストラリア人の移住によってスキー場経営が軌道に乗り、町が活性化したといわれています。

（「人権啓発指導者養成研修会資料」2013年 法務省）

【参考資料】

- 「外国人児童生徒にかかわる教育指針」（2000（平成12）年 兵庫県教育委員会）